平成２５年（フ）第８３号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目11番30―502号　グリーンマンション
破産者　福重　治行
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
北海道登別市幌別町３丁目１番地２　アオキハイツ102、前住所北海道苫小牧市青雲町３丁目２番２号
破産者　小林めぐみ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
青森市大字石江字平山２番地94
破産者　山口　　忍
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
秋田県にかほ市平沢字前谷地50番地２
破産者　鷹島　恵子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３８号
秋田県にかほ市象潟町字上狐森９番地279
破産者　藤田　優子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１２６８号
横浜市中区山下町37番地８　1510号室
破産者　藤井　淳一
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８８９号
横浜市神奈川区菅田町1638番地19　ベルクレストⅠ―102号
破産者　大島　知美
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
長野県東御市和1976番地８　アトウレ吉池101、開始決定時の住所長野県東御市田中178番地２
破産者　高橋　賢次
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１５号
長野県東御市和1976番地８　アトウレ吉池101、開始決定時の住所長野県東御市田中178番地２
破産者　高橋　哲也
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４５４号
静岡県牧之原市静谷762番地１　三栗団地103、旧住所静岡県牧之原市波津720番地
破産者　大石　正勝
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺373―１　フレールドエル203、前住所兵庫県三木市志染町青山６丁目10番地の１
破産者　桑原　靖七
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
徳島県三好郡東みよし町加茂4708番地１
破産者　槙山　佳子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２６６号
高知市南久万220番地17　コーポＫ２階22
破産者　田増　五男
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３６号
高知県南国市西野田町１丁目５番５号
破産者　岡本　一典
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰409番地100
破産者　岩永　啓子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３４３号
宮崎県西都市大字三宅4430番地９
破産者　小川　武憲
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市春山町1611番地10
破産者　西村　進一
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市上本町４番10号　ブランカ上本町305号
破産者　塚田　　潤
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
鹿児島県鹿児島市照国町１番23―906号
破産者　三品　拓也
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係